

官報

號外

昭和八年二月二十四日

第六十四回 衆議院議事速記第十七號

帝國議會

昭和八年二月二十三日(木曜日)

午後一時二十分開議

議事日程 第十六號

昭和八年二月二十三日

午後一時開議

第一 (第二號)昭和七年度歳入歳出總

豫算追加案

第二 (特第二號)昭和七年度各特別會

計歳入歳出豫算追加案

第三 郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書

給與ニ關スル法律案(寺田中正君外

四名提出)

第四 住宅組合法中改正法律案(船田

中君提出)

第五 住宅組合ニ對シ償還資金給與ニ

關スル法律案(船田中君提出)

第一讀會

第六 中央卸賣市場法中改正法律案

(八田宗吉君外三名提出) 第一讀會

第七 中央卸賣市場法中改正法律案

(村上紋四郎君外二名提出) 第一讀會

第八 刑事訴訟法中改正法律案(小林

銜君外一名提出)

第九 衛生組合法案(野田文一郎君外

四名提出)

第一讀會

第十 傳染病豫防法中改正法律案(野

田文一郎君外四名提出) 第一讀會

第十一 衛生組合法案(上田孝吉君外

十四名提出) 第一讀會

第十二 傳染病豫防法中改正法律案

(上田孝吉君外十四名提出)

第十三 大正七年法律第四十三號中改

正法律案(地種變更免租年期ニ關ス

ル件)(木下成太郎君外十七名提出)

第十四 産師法案(土屋清三郎君外三

名提出) 第一讀會

第十五 産師法案(野方次郎君外二名

提出) 第一讀會

第十六 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族

等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル

法律案(江藤源九郎君外三名提出)

第十七 佐世保鹿島間國營自動車運輸

開始ニ關スル建議案(佐保畢雄君外

五名提出) (委員長報告)

第十八 三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建

議案(志賀和多利君外五名提出)

第十九 大和川改修速進ニ關スル建議

案(福井甚三君外一名提出)

(委員長報告)

第二十 矢吹原國營開墾ニ關スル建議

案(中野寅吉君提出) (委員長報告)

第二十一 駿河灣西岸漁港修築ニ關ス

ル建議案(宮本雄一郎君外七名提出)

(委員長報告)

第二十二 國有林野ヲ其ノ地元町村ニ

拂下又ハ利用ニ關スル建議案(林平

馬君外二名提出) (委員長報告)

第二十三 憲法發布ノ勅語捧讀式舉行

ニ關スル建議案(鈴木正吾君提出)

(委員長報告)

第二十四 貴衆兩院議長副議長及議員

優遇ニ關スル建議案(一松定吉君外

三名提出) (委員長報告)

第二十五 自治功勞者表彰規程ニ關ス

ル建議案(佐保畢雄君外三名提出)

(委員長報告)

第二十六 國際文化事業局開設ニ關ス

ル建議案(中村嘉壽君外二名提出)

(委員長報告)

第二十七 墨國アカブルコ港ニ支倉六

右衛門ノ記念碑建設ニ關スル建議案

(中村嘉壽君外九名提出)

(委員長報告)

第二十八 佐世保鎮守府海軍病院附屬

療養所設置ニ關スル建議案(佐保畢

雄君外五名提出) (委員長報告)

第二十九 内地臺灣間航空輸送開始速

成ニ關スル建議案(永田良吉君外七

名提出) (委員長報告)

第三十 日華間定期航空開始ニ關スル

建議案(永田良吉君外十名提出)

(委員長報告)

第三十一 民間飛行士優遇ニ關スル建

議案(永田良吉君外十名提出)

(委員長報告)

第三十二 移植民事業並海外貿易助成

ニ關スル法律制定ニ關スル建議案

(中村嘉壽君外二名提出)

(委員長報告)

第三十三 在米同胞慰問ノ爲民族使節

派遣ニ關スル建議案(松田竹千代君

外三名提出) (委員長報告)

第三十四 大垣金澤間鐵道敷設速成ニ

關スル建議案(猪野毛利榮君外二名

提出) (委員長報告)

第三十五 越美線速成ニ關スル建議案

(猪野毛利榮君外二名提出)

(委員長報告)

第三十六 小濱與名田間鐵道敷設速成

ニ關スル建議案(猪野毛利榮君外二

名提出) (委員長報告)

第三十七 上野敦賀間急行列車運轉ニ

關スル建議案(猪野毛利榮君外二名

提出) (委員長報告)

第三十八 米原今庄間鐵道電化速成ニ

關スル建議案(猪野毛利榮君外二名

提出) (委員長報告)

第三十九 羽犬塚竹田間鐵道敷設ニ關

スル建議案(樋口典常君提出)

(委員長報告)

第四十 湖南鐵道敷設ニ關スル建議案

(八田宗吉君外一名提出)

(委員長報告)

第四十一 雪國地帯ノ鐵道敷設速成ニ關スル建議案(八田宗吉君提出) (委員長報告)

第四十二 柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ關スル建議案(八田宗吉君提出) (委員長報告)

第四十三 柳津野澤間及坂下喜多方間鐵道敷設ニ關スル建議案(八田宗吉君提出) (委員長報告)

第四十四 武豊線ヲガソリン車運轉ニ變更シ師崎迄延長ニ關スル建議案(西脇晉君提出) (委員長報告)

第四十五 岡崎飯田間鐵道敷設ニ關スル建議案(小林鑄君提出) (委員長報告)

第四十六 鹽原鬼怒川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(坪山德彌君提出) (委員長報告)

第四十七 岐阜驛擴張ニ關スル建議案(匹田銳吉君外四名提出) (委員長報告)

第四十八 伊佐鐵道豫定線一部變更ニ關スル建議案(佐保畢雄君外二名提出) (委員長報告)

第四十九 福島猪苗代間鐵道敷設ニ關スル建議案(林平馬君提出) (委員長報告)

第五十 長崎驛改築ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出) (委員長報告)

第五十一 長崎市ニ國營ステーションホテル設置ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出) (委員長報告)

第五十二 長崎市雲仙公園國營自動車運輸ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出) (委員長報告)

第五十三 諫早町ニ機關庫設置ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出) (委員長報告)

第五十四 長崎市ヲ起點トスル彼杵半島一周國營自動車運輸ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出) (委員長報告)

第五十五 大袖神社創建ニ關スル建議案(樋口典常君外一名提出) (委員長報告)

第五十六 倉敷川改修ニ關スル建議案(星島二郎君提出) (委員長報告)

第五十七 古物商取締法改正ニ關スル建議案(小高長三郎君外一名提出) (委員長報告)

第五十八 久慈川改修速進ニ關スル建議案(中井川浩君提出) (委員長報告)

第五十九 北海道甜菜糖業獎勵助長ニ關スル建議案(木下成太郎君外十八名提出) (委員長報告)

第六十 北海道拓殖計畫改訂ニ關スル建議案(木下成太郎君外十八名提出) (委員長報告)

第六十一 北海道更生復興方策ニ關スル建議案(木下成太郎君外十八名提出) (委員長報告)

第六十二 小濱港修築ニ關スル建議案(添田敬一郎君外四名提出) (委員長報告)

第六十三 磐梯山ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案(林平馬君提出) (委員長報告)

第六十四 磐梯山猪苗代湖ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案(八田宗吉君提出) (委員長報告)

第六十五 鹿屋飛行場ニ陸海軍航空隊設置ニ關スル建議案(永田良吉君提出) (委員長報告)

第六十六 佐世保市所在陸軍火藥庫移轉ニ關スル建議案(佐保畢雄君外二名提出) (委員長報告)

第六十七 新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案(世耕弘一君提出) (委員長報告)

第六十八 金丸ヶ原ニ飛行場設置ニ關スル建議案(坪山德彌君提出) (委員長報告)

第六十九 特殊銀行延滞利子制限ニ關スル建議案(菅野善右衛門君提出) (委員長報告)

第七十 志布志古江間鐵道工事速進並垂水迄延長ニ關スル建議案(永田良吉君外一名提出) (委員長報告)

第七十一 國分大泊間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(永田良吉君外一名提出) (委員長報告)

第七十二 大根占内之浦高須間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(永田良吉君外一名提出) (委員長報告)

第七十三 田代福山間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(永田良吉君外一名提出) (委員長報告)

第七十四 伊萬里佐世保間鐵道工事速進ニ關スル建議案(森肇君提出) (委員長報告)

第七十五 利府驛松島驛間線路變更並松島驛移轉ニ關スル建議案(守屋榮夫君外四名提出) (委員長報告)

第七十六 宇和島須崎間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(山村豊次郎君外四名提出) (委員長報告)

第七十七 美瑛驛邊別驛間ニ停車場設置ニ關スル建議案(東武君外二名提出) (委員長報告)

第七十八 士別似峽間鐵道敷設ニ關スル建議案(東武君外二名提出) (委員長報告)

第七十九 後免古庄間鐵道速成ニ關スル建議案(田村實君外九名提出) (委員長報告)

第八十 船引浪江間鐵道敷設ニ關スル建議案(助川啓四郎君外一名提出) (委員長報告)

第八十一 敦賀清津羅津又ハ雄基間聯絡特急航路開始ニ關スル建議案(熊谷五右衛門君外一名提出) (委員長報告)

第八十二 靜岡驛改築ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外一名提出) (委員長報告)

第八十三 北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案(木下成太郎君外十三名提出)

第八十四 北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案(山本厚三君外三名提出)

第八十五 鹽釜港修築ニ關スル建議案(守屋榮夫君外四名提出)

第八十六 肝屬川治水工事急施ニ關スル建議案(永田良吉君提出)

第八十七 志賀神宮創建ニ關スル建議案(服部岩吉君外二名提出)

第八十八 常願寺川砂防工事速進並河身改修速成ニ關スル建議案(高見之通君外二名提出)

第八十九 映畫國策樹立ニ關スル建議案(岩瀬亮君提出)

第九十 長崎佐世保間縣道ヲ軍事用ノ國道ニ編入ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)

第九十一 府縣社以下ノ神社ニ供進スル神饌幣帛料國庫負擔ニ關スル建議案(松田正一君外五名提出)

第九十二 愛知縣下一市三郡内原野國營開墾ニ關スル建議案(近藤壽市郎君提出)

第九十三 馬産振興ニ關スル建議案(八田宗吉君外三名提出)(委員長報告)

第九十四 長崎漁港修築ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)(委員長報告)

第九十五 國有林野所在市町村交付金ノ増額並同府縣ニ對シ交付金下付ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)

第九十六 長崎市ニ高等水産專門學校設置ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)

第九十七 長崎藥學專門學校設置ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)

第九十八 北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議案(木下成太郎君外十三名提出)

第九十九 北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議案(山本厚三君外三名提出)

○議長(秋田清君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス(書記官朗讀)

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

日本興業銀行法中改正法律案

(以上二月二十三日提出)

一今二十三日貴族院ヨリ受領シタル政府提出案左ノ如シ

保險業法中改正法律案

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

衛生組合法案

提出者 田中祐四郎君 青木 亮實君

本田彌市郎君 一松 定吉君

濱野徹太郎君 川橋豐治郎君

松田竹千代君

傳染病豫防法中改正法律案

提出者 田中祐四郎君 青木 亮實君

一松 定吉君 濱野徹太郎君

川橋豐治郎君 本田彌市郎君

產師法案

提出者 山道 襄一君 鈴木 正吾君

風見 章君 伊豆 富人君

小作調停法中改正法律案

提出者 牧野 賤男君 中野勇治郎君

松木 弘君 原 夫次郎君

武富 濟君 一松 定吉君

內藤 正剛君 中山 福藏君

清家吉次郎君 野田 俊作君

借地借家調停法中改正法律案

提出者 牧野 賤男君 中野勇治郎君

松木 弘君 原 夫次郎君

武富 濟君 一松 定吉君

內藤 正剛君 中山 福藏君

一松 定吉君 內藤 正剛君

中山 福藏君 牧野 賤男君

中野勇治郎君 松木 弘君

清瀨 一郎君 野田文一郎君

刑事訴訟法中改正法律案

提出者 原 夫次郎君 武富 濟君

一松 定吉君 內藤 正剛君

中山 福藏君 牧野 賤男君

中野勇治郎君 松木 弘君

清瀨 一郎君 小林 鑄君

野田文一郎君

民事訴訟法中改正法律案

提出者 中野勇治郎君 牧野 賤男君

松木 弘君 原 夫次郎君

武富 濟君 一松 定吉君

內藤 正剛君 中山 福藏君

清瀨 一郎君 野田文一郎君

(以上二月二十一日提出)

度量衡法中改正法律案

提出者 武知 勇記君 清水留三郎君

多田 滿長君 大藤 唯男君

土屋清三郎君 斯波 貞吉君

(以上二月二十二日提出)

乾蘭保管料補助ニ關スル建議案

提出者 小山邦太郎君 高橋 守平君

松田 正一君

沖繩航路改善ニ關スル建議案

提出者 花城 永渡君

水質汚濁防止法制定ニ關スル建議案

提出者 服部 岩吉君 仙波 久良君

清水 銀藏君

小額金融法制定ニ關スル建議案

提出者 青木雷三郎君

國有林野整備ニ關スル建議案

提出者 依光 好秋君 森 昇三郎君

田尻藤四郎君 田村 實君

公立商船學校卒業生ニ對シ特別教育機關設置ニ關スル建議案

提出者 立川 平君 中村 嘉壽君

土倉 宗明君 佐々木平次郎君

郡市町村農會技術員俸給國庫補助ニ關スル建議案

提出者 東 武君 高橋熊次郎君

山本悌二郎君 長田 桃藏君

島田七郎右衛門君 清家吉次郎君

河上 哲太君 助川啓四郎君

熊谷五右衛門君 加藤 知正君

山本莊一郎君 平野桑四郎君

大學令中藥學部設置ニ關スル建議案

提出者 山下 谷次君 西岡竹次郎君

加藤 知正君 河上 哲太君

木村 正善君 林 路一君

竹下 文隆君

(以上二月二十二日提出)

郡市町村農會技術員俸給國庫補助ニ關スル建議案

提出者 荒川 五郎君 高田 耘平君

櫻井兵五郎君 平川松太郎君

池田 秀雄君 岡田喜久治君

郡市町村農會技術員俸給國庫補助ニ關スル建議案

提出者 中田 正輔君 栗原彦三郎君

警察署長ノ地位向上ニ關スル建議案

提出者 松尾 孝之君 中野 寅吉君

立川 太郎君 本田 義成君

(以上二月二十三日提出)

一昨二十二日提出者ニ於テ撤回シタル議案

左ノ如シ

漁船保險法案

提出者 小池 仁郎君

(以上二月十八日提出)

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

米國布哇及加州各港ニ於ケル日本船員ニ對スル不法檢疫ニ關スル質問主意書

提出者 中川 觀秀君 風見 章君

高級船員養成ニ關スル質問主意書

提出者 中川 觀秀君 風見 章君

(以上二月二十二日提出)

一去二十一日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

工業組合法中改正法律案(政府提出)委員

丹下茂十郎君 岩瀬 亮君

小島 智善君 助川啓四郎君

梅村 大君 松尾 孝之君

山田 又司君 鷺野米太郎君

森田 福市君 田尻 生五君

天辰 正守君 玉置吉之丞君

田島勝太郎君 増田 義一君

鈴木 寅彦君 中村不二男君

野村 嘉六君 中川 觀秀君

恩給法中改正法律案(政府提出)委員

津崎 尙武君 牧野 賤男君

守屋 榮夫君 八角 三郎君

出塚 助衛君 宮本雄一郎君

匹田 銳吉君 喜多 孝治君

中谷 貞頼君 渡邊 伍君

田中 亮一君 竹下 文隆君

山根 儀重君 松田 正一君

岡田喜久治君 清水德太郎君

鈴木富士彌君 後藤 亮一君

一去二十一日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

輸出絹織物取締法中改正法律案(政府提出)委員

辭任中井 一夫君 補闕中村 嘉壽君

船舶安全法案(政府提出)外一件委員

辭任内田 信也君 補闕金井 正夫君

米穀統制法案(政府提出)外一件委員

辭任 多木久米次郎君

補闕 島田七郎右衛門君

地租法中改正法律案(松岡俊三君外四名提出)外四件委員

辭任井上 知治君 補闕金井 正夫君

農漁業災害保險法案(胎中楠右衛門君外一名提出)外一件委員

辭任白城 定一君 補闕田村 實君

辭任村上紋四郎君 補闕櫻井兵五郎君

一昨二十二日特別委員理事補闕選舉ノ結果左ノ如シ

地租法中改正法律案(松岡俊三君外四名提出)外四件委員

理事 高橋金治郎君(理事井上知治君

昨二十一日委員辭任ニ付其ノ補闕)

一昨二十二日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

工業組合法中改正法律案(政府提出)委員

委員長 丹下茂十郎君

理事 森田 福市君 田尻 生五君

田島勝太郎君 中村不二男君

恩給法中改正法律案(政府提出)委員

委員長 津崎 尙武君

理事 喜多 孝治君 田中 亮一君

岡田喜久治君 清水德太郎君

一昨二十二日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船
舶等乘車船優遇ニ關スル法律案(江藤源
九郎君外三名提出)委員
辭任石川 又八君 補闕小高長三郎君
辭任田口 文次君 補闕竹下 文隆君
辭任池田 秀雄君 補闕枅谷 寅吉君
辭任比佐 昌平君 補闕松尾 四郎君
地租法中改正法律案(松岡俊三君外四十
四名提出)外四件委員
辭任小池 仁郎君 補闕佐藤 啓君
原憲種國家管理法案(胎中楠右衛門君外
一名提出)委員
辭任清水留三郎君 補闕飯塚春太郎君

○議長(秋田清君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、
御諮リ致スコトゴザイマス、外國爲替管
理法案委員長ヨリ、本日本會議中委員會ヲ
開キタイトノ申出ガアリマシタ、之ヲ許可
スルニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メ許可
スルニ決シマシタ 日程第一及第二ハ豫
算案ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議
アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、
日程第一(第二號)昭和七年度歳入歳出總豫
算追加案、日程第二(特第二號)昭和七年度
各特別會計歳入歳出豫算追加案ヲ一括シテ
議題ト致シマス、委員會ノ報告ヲ求メマス
豫算委員長山崎達之輔君

第一(第二號)昭和七年度歳入歳出總
豫算追加案
第二(特第二號)昭和七年度各特別會
計歳入歳出豫算追加案
報告書
一(第二號)昭和七年度歳入歳出總豫算追
加案
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和八年二月二十二日
豫算委員長 山崎達之輔
衆議院議長秋田清殿

○議長(秋田清君) 昭和七年度總豫算追加案
ハ、總額二千八百餘万圓デアリマシテ、歳
入ハ殆ど全部公債金ニ依ルモノデゴザイマ
ス、歳出ハ貨幣交換差金ノ増加約二千二百
万圓、其他ハ警察費連帶支辨金及災害費等
デアリマシテ、尙ホ特別會計ニ屬シマスルモ
ノハ公債金特別會計、關東廳特別會計、朝
鮮總督府特別會計デアリマス、何レモ已ム
ヲ得ザル經費ト認メマシテ、委員會ニ於テ
ハ原案通り之ヲ可決致シマシタ、此段御報
告ヲ致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 兩案ヲ一括シテ採決致
シマス、委員長報告ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ
求メマス
〔贊成者起立〕
○議長(秋田清君) 起立多數
〔拍手起立〕
○議長(秋田清君) 兩案ハ委員長報告ノ通
リ可決致シマシタ(拍手)日程第三、郷又ハ
町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關スル法律
案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯
明ヲ許シマス寺田中正君

第三 郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書
給與ニ關スル法律案(寺田中正君外
四名提出) 第一讀會
郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ
關スル法律案
第一條 明治三十年九月十日太政官布告藩
政施行以後祿高ヲ有シタル郷又ハ町村
ニシテ其ノ祿高ニ對スル公債證書給與
ヲ受ケサル者及其ノ給與ニ不足アル者
ニ對シテハ明治三十年法律第五十號家
祿賞典祿處分法並明治三十二年法律第
八十四號家祿賞典祿處分法施行法ヲ準
用シ明治三十年九月十日以後ノ祿高ニ對
スル公債證書給與未濟ヲ祿高整理ノ爲
發行スル公債證書ヲ以テ給與ス
第二條 前條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ
本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ其ノ理
由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏
大臣ニ願出ツヘシ

第三條 前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタ
ル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ
指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以内
ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(寺田中正君登壇)

○寺田中正君 私ハ只今日日程ニ上リマシタ
郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關ス
ル法律案ノ提出者ノ一人ト致シマシテ、其
提案ノ理由ヲ陳述致シマス、本案ハ明治三
年九月十日太政官布告藩政施行以後祿高ヲ
有シタル郷又ハ町村ニシテ、其祿高ニ對ス
ル公債證書給與ヲ受ケザルモノ、及其給與
ニ不足アルモノニ對シテハ、明治三十年法
律第五十號家祿賞典祿處分法並明治三十
二年法律第八十四號、家祿賞典祿處分法施
行法ヲ準用シテ、明治三十年九月十日以後ノ
祿高ニ對スル公債證書給與未濟ヲ、祿高整
理ノ爲メ發行スル公債證書ヲ以テ、給與サ
レタシトノ趣旨デゴザイマス、御承知ノ通
リ舊藩中ニ於テ、當時ノ郷即チ今日ノ町村
ガ祿高ヲ有シタル例ハ、鹿兒島藩ノミデア
リマシテ、舊鹿兒島藩ニ於テハ舊藩中各郷
士族卒ノ祿高ヨリ軍役高又ハ協力高ト稱シ
マシテ、各郷ニ之ヲ積立テ、明治九年ニ至
ルマデ、其高ニ對スル所務米ヲ領收シマシ
テ、現今ノ所謂常備軍ノ費用トシテ使用致
シタノデアリマスガ、廢藩後ハ郷ニ於テ設
立致シマシタル學校ノ資金、其他郷ノ經費
ニ之ヲ使用致シテ居リマス、故ニ他藩ノ士

大臣ニ願出ツヘシ

大臣ニ願出ツヘシ

大臣ニ願出ツヘシ

大臣ニ願出ツヘシ

大臣ニ願出ツヘシ

大臣ニ願出ツヘシ

族卒ノ祿高ト同ジク、明治九年第八號及第百五十二號布告ニ依ル公債處分ヲ、受クベキモノナルコトハ勿論デゴザイマス、然ルニ明治四年士族卒祿高取調帳ニ、誤テ右各郷ノ協力高ヲ一万七千餘石トシマシテ届出マシタル爲ニ、之ニ對シマシテハ給與ヲ受ケマシタルケレドモ、當時多數ノ届漏ガアリマシタノデ、爾來各郷士族卒ヨリ其給與ヲ請願致シマシテ、殊ニ明治二十四年中ニ於キマシテハ、檢地帳其他數多ノ證據書類ニ依リマシテ、詳細ナル調査ヲ爲シマシテ、縣知事ニ於キマシテモ其計算ノ内容ヲ調査シテ、多數ノ届漏アルコトヲ認メマシテ、其處分ヲ大藏大臣ニ願出マシタノデゴザイマスガ、大藏省ハ言フ左右ニシテ何等ノ給與ヲ致シマセヌ、ソコデ各舊藩トモ協力致シマシテ大ニ真相ヲ調査シ、且ツ帝國議會ニ請願致シマシタ結果ハ、漸次識者ノ認ムル所トナリマシテ、遂ニ明治三十年法律第五十號、家祿賞典祿處分法並ニ明治三十二年法律第八十四號ノ、家祿賞典祿處分法施行法ト云フ、此二ツノ法律ノ發布ヲ見タノデゴザイマス、仍テ是等ノ法律ニ基キマシテ、先ツ各郷士族卒ヨリ大藏大臣ニ請願致シマシタ所ガ、大藏省ニ於テハ、鹿兒島縣ノ該協力高ト云フモノハ、士族ノ正祿ニアラザル旨ヲ以テ、其請願ヲ却下致シマシタ、ソコデ右申上ゲマシタ二ツノ法律ニ依リマシテ、更ニ行政裁判所ニ出訴致シマシタ所ガ、行政裁判所ニ於テハ鹿兒島藩ノ士族卒ノ家祿賞典祿ト云フモノハ、他

ノ藩ト異テ、協力高又ハ軍役高ト稱シマシテ、郷ナル團體ノ祿高デアッテ、士族卒ヨリ請求スベキモノデナイト云フ理由ヲ以テ、大正十一年十二月十八日却下ノ判決ヲ致シタノデゴザイマス、殊ニ該判決ニ於キマシテハ、協力高ハ明治四年士族卒祿高取調帳記載ノ一万七千餘石以外ニ、届漏ナキ旨ヲモ判決ヲ下シマシタガ、其後他ノ事件ノ爲ニ鹿兒島縣廳ヨリ、行政裁判所ニ取寄セタル書類中ニ於テ、明治二十四年縣知事ガ確認致シマシタル願書附屬ノ證據書類及其計算書ノ内容ニ依リマシテ、各郷ニ涉テ多數ノ届漏高アルコトヲ發見致シマシタノデ、最早疑フノ餘地ナキ確證ガ、現ニ行政裁判所ニ保存シテアルノデアリマス、斯ノ如キ次第デアリマスカラ、鹿兒島藩ノ各郷士族卒ノ有セシ家祿賞典祿ハ、他藩ト異ナリマシテ、一種特別ノ郷ナル團體ニ歸屬スル祿高ト云フコトニ、行政裁判所ガ斷案ヲ下シテ判決ヲ致シタノデゴザイマス

ソコデ此様ナ郷又ハ町村祿高ニ對スル公債證書給與法律案ヲ提出シナケレバ、舊鹿兒島藩ノ士族ノミハ何等ノ恩典ニ浴スルコトノ出來ナイト云フ、結果ニ立到ッテ居ル次第デゴザイマス、詰リ昔ノ郷即チ今ノ町村ニ歸屬スル祿高ニ對スル公債給與ヲ受ケタシト云フノガ、此法律案ヲ提出致シマシタ所以デゴザイマス、先般同僚田口文次君等ガ御提出ニナリマシタ、家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案ト、大體同様ノ趣旨ノモノデアリマスガ、アノ案ハ田口君ガ此壇

上カラ御説明ニ相成リマシタ通り、各藩ノ士族卒個人ヨリ願出テ、既ニ明治十年以降ノ分ハ公債ヲ給與サレマシタケレドモ、尙ホ明治三年以後明治九年マデノ分ガ、給與未濟ニナッテ居ルカラ、之ヲ給與サレタシト趣旨デアッタノデアリマスガ、私ノ今提案致シマシタ此法律ハ、前述ノ通り獨リ鹿兒島藩ノミガ一種特別ノ制度デアリマシテ、士族卒個人カラ請求スベキモノデナイ、郷ナル團體ニ歸屬シテ居ル協力高デアルカラトノ行政裁判所ノ判決ニ基キマシテ、已ムヲ得ズ此法律ヲ制定ヲ御願申上ゲル次第デアリマス、既ニ本院ニ於キマシテモ第五十六議會ニ於テ、此趣旨ノ請願ヲ御採擇下サイマシタシ、又第五十九議會ニ於キマシテハ、同様趣旨ノ建議案ガ通過致シテ居ルノデアリマスガ、未ダ政府ガ之ニ關スル法律案ヲ提出致シマセヌカラ、私共ガ茲ニ此法律案ヲ提出シタ次第デゴザイマス、何卒御同情ヲ以テ御協賛下サイマスコトヲ、切ニ御願申上ゲマス

○議長(秋田清君) 本案ニ對シ質疑ノ通告ハアリマセヌ

○上田孝吉君 本案ハ江藤源九郎君外三名提出、傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法律案外二件ノ委員ニ、併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第四及第五ハ提出者同一ノ議案ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第四、住宅組合法中改正法律案、日程第五、住宅組合ニ對シ償還資金給與ニ關スル法律案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者船田中君

第四 住宅組合法中改正法律案(船田中君提出) 第一讀會

第五 住宅組合ニ對シ償還資金給與ニ關スル法律案(船田中君提出) 第一讀會

住宅組合法中改正法律案

住宅組合法中左ノ通改正ス

第十二條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ其ノ貸付金ノ利率ハ政府力郵便貯金ニ付スル利息ノ最高率ヲ超ユルコトヲ得ス

住宅組合ニ對シ償還資金給與ニ關スル法律案

住宅組合法ニ依ル住宅組合ニシテ左ノ各號ノ事由ニ因リ北海道地方費、府縣又ハ市町村ヨリ貸付ヲ受ケタル住宅資金ノ元利金ノ償還ヲ爲シ得サルモノニ付テハ政府ハ其ノ限度ニ於テ組合ニ對シ償還資金ヲ給與ス

一 住宅滅失シタルモ保險金ノ支拂ヲ得サルトキ

二 組合員死亡シ其ノ相續人贖缺セルトキ

三 組合員其ノ住所又ハ居所ヲ去リテ現ニ生死不明トナリタルトキ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○船田中君 極メテ簡單デゴザイマスカラ此席ヨリ發言ヲ御許シテ願ヒマス

○議長(秋田清君) 許可致シマス

○船田中君 住宅組合法中改正法律案及住宅組合ニ對シ償還資金給與ニ關スル法律案、右二案ニ付キマシテ提案ノ理由ヲ極メテ簡單ニ御説明申上げマス

右兩案ヲ提出致シマシタ主ナル理由ハ、第一ハ大正十二年關東大震災其後ノ震災ニ於キマシテ、住宅家屋ガ滅焼失致シマシタニ拘ラズ、之ニ對シテ保險料ノ支拂ヲ受クルコトガ出來マセヌ者ガ多クアルノデアリマス、斯様ナ者ニ對シマシテハ、震災救恤ノ趣旨ニ鑑ミマシテ、之ニ對スル救濟ノ途ヲ講ズルノ必要ガアルノデアリマス、第二ハ、組合員ガ死亡又ハ其他ノ事由ニ依リマシテ、組合員ノ負擔分ヲ償還シ得ザルニ至ラタ者ニ對シテ、政府ガ救濟ヲシテヤルト云フ必要ガ起ラテ居ル譯デアリマス、第三ニハ、住宅組合ヘ貸付ケマシタ政府ノ低利資金ハ、大正十年住宅組合法制定當時ニ於キマシテハ、所謂社會政策ノ實行ノ趣旨ニ於キマシテ、此利率ヲ四分八厘ト致シテ居ラ

ノデアリマス、而モ事務費其他一切ハ、政府ニ於テ之ヲ負擔スルト云フ趣旨ニ出來テ居ラタノデアリマス、其後郵便貯金ノ利率ハ御承知ノ通り四分二厘トナリ、更ニ今日ニ於テハ三分ニ低下ラ致シテ居ルノデアリマスカラ、其當時ノ住宅組合法制定ノ趣旨ニ鑑ミマシテ、住宅組合ヘ貸付ケタ所ノ低利資金ノ利率ヲ、郵便貯金ノ利率以下ニ致スト云フコトハ、理ノ當然グラウト考ヘルノデアリマス

之ヲ要スルニ、是等二ツノ法案ヲ提出致シマシタ趣旨ハ、大正十年住宅組合法制定ノ趣旨ニ鑑ミマシテ、其後非常ナル事情ノ變化ガゴザイマスノデ、此ガ爲ニ此救濟ヲ必要トスル特別ノ必要ガ起ラテ居リマス、且ツ本院ニ於キマシテハ第六十二、第六十三兩議會ニ於キマシテ、同じ趣旨ノ建議案ガ可決ヲサレテ居ル次第デゴザイマスカラ、ドウカ滿場ノ諸君ハ、只今申上げマス理由ヲ十分御諒承下サイマシテ、御賛成アラントラ切ニ御願スル次第デアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 質疑ハアリマセヌ

○上田孝吉君 兩案ハ一括シテ政府提出都市計畫法中改正法律案ノ委員ニ、併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

六及第七ノ同種議案ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第六、提出者福井甚三君

第六 中央卸賣市場法中改正法律案 (八田宗吉君外二名提出) 第一讀會

第七 中央卸賣市場法中改正法律案 (村上紋四郎君外二名提出) 第一讀會

中央卸賣市場法中改正法律案

中央卸賣市場法中左ノ通改正ス

第三條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四 生産者及荷主自ラ卸賣ノ業務ヲ爲ス場合ニ關スル規定

第十條ノ二 地方長官前條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テハ開設者ノ意見ヲ聞キ其ノ卸賣人ノ員數ヲ制限スルコトヲ得

第十條ノ三 地方長官ハ中央卸賣市場ニ於ケル取扱品ノ生産者及荷主ヨリ要求アルトキハ其ノ取扱品ノ共同販賣ヲ許可スヘシ

第十一條中「前條」ヲ「第十條」ニ改ム (福井甚三君登壇)

○福井甚三君 只今上程サレマシタ中央卸賣市場法中改正法律案ノ提出ノ趣旨ヲ簡單ニ申述ベマシテ、諸君ノ御贊同ヲ得タイト思フノデアリマス、御承知ノ通り本案ハ大正十二年三月三十日ニ發布サレマシタ所ノ、中央卸賣市場法ノ改正デアリマシテ、彼ノ法律ノ趣旨ハ、我國ノ都市ニ於テ國民ノ糧食竝ニ生活必需品ノ補給ヲ圓滑ニ致シ、生産者竝ニ消費者ノ利益ヲ保護スルト云フ目的ヲ以テ、發布セラレタノデアリマス、然ルニ既ニ今實施サレテ居リマス京都、高知、横濱、大阪等ニ於キマシテ、中央卸賣市場ノ實情ヲ見マスト、此法案ノ立法ノ精神ヲ没却致シマシテ、卸賣人ヲ全部合同シテ、即チ單一性ヲ以テ實行サレテ居ルノデアリマス、故ニ中央卸賣中樞機關ガ卸賣業者ノ獨占的企業ト相成ラテ居ルコトハ、洵ニ遺憾ニ感ズルノデアリマス(拍手)是ガ爲ニ生産者ハ非常ニ不利益ヲ受ケツ、アリマシテ、又消費者ニ於キマシテモ、割合ニ高ク買ハナケレバナラヌ、斯ウ云フコトヲ配給セラレテ居ル實情デアリマス、總テ又斯

中央卸賣市場法中改正法律案

中央卸賣市場法中左ノ通改正ス

第三條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四 生産者及荷主自ラ卸賣ノ業務ヲ爲ス場合ニ關スル規定

第十條ノ二 地方長官ハ中央卸賣市場ニ於ケル取扱品ノ生産者及荷主ヨリ要求アルトキハ其ノ取扱品ノ共同販賣ヲ許可スヘシ

第十一條中「前條」ヲ「第十條」ニ改ム

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

中央卸賣市場法中改正法律案

中央卸賣市場法中左ノ通改正ス

第三條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四 生産者及荷主自ラ販賣ヲ爲ス場合

様ナ機關ニ對シマシテ獨占ノ權利ヲ與フルト云フコトハ、其弊害ノ及ブ所ハ實ニ恐ルベキモノアルコトハ、諸君ノ御承知ノ通りデアリマス、又殊ニ此中央卸賣市場法ニ依テ最モ重大ナル關係ヲ有スルノ

ガ、本改正案ノ要點デアアルノデアリマス、生産者ノ利益ヲ擁護スルコトハ、總テ消費

制ニ依テ、本法ガ制定セラレタノデアリマスガ、御承知ノ通り生産者ト致シマシテハ、複數制ニ依ラナケレバ自分ノ利益ヲ擁護シ、自分ノ生産品ヲ高價ニ賣ルコトハ出

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

ハ、農村ノ農産物ノ販賣デアリマス、今日ノ農村ノ疲弊困憊シテ居ルコトハ、諸君ノ御承知ノ通りデアリマシテ、此農村ノ疲弊困憊ヲ打開致スト云フコトノ最大目的ハ何

者ヲ利スル所以デアリマス、故ニ本案ヲ提出致シタ次第デアリマスカラ、ドウカ三千万農民ノ生産品ヲ、確實ニ有利ニ販賣ヲ致

來ナイノデアリマス、ケレドモ既ニ制定セラレタ以上ハ、之ニ依リマシテ其生産者ノ生産品ヲ販賣シテ居リマスケレドモ、現在

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ。日程第八、刑事訴訟法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス。提出者小林鑄君

デアルカト言ヘバ、農産物ノ販賣ヲ有利ニ、最モ新鮮ナル物ヲ生産者ヨリ消費者ヘ直接販賣スルト云フコトニ、歸著スルノデアリマス、殊ニ今日ノ農村ノ疲弊ノ最大原因ハ、何ガ爲デアアルカト言ヘバ、要スルニ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

高ク賣ルト云フコトハ出來ナイノデアリマス、故ニ此法律ヲ改正致シマシテ、生産者荷主モ此市場ニ參加シマシテ、販賣ヲスルト云フコトニ致シタト思フノデアリマス、現在ニ於キマシテモ、帝國農會ノ如キハ既ニ大阪卸賣市場ニ於キマシテハ、販賣

第八 刑事訴訟法中改正法律案(小林鑄君外一名提出) 第一讀會 刑事訴訟法中改正法律案 刑事訴訟法中左ノ通改正ス 第二百一條第三項ヲ削ル (小林鑄君登壇)

莫大ナル負債ト農産物ノ低落ガアツテ、是ガ販賣制度ガ完全ニ行ハレテ居ラヌト云フコトガ、今日ノ農村ノ疲弊困憊ノ重大ナル原因ニナツテ居ルノデアリマス、此重要ナル問題ト、殊ニ今日時局匡救ノ叫バレル秋

○村上紋四郎君 極メテ簡單デアリマスカラ、此席ヨリ御許シテ願ヒタイノデアリマス

ハ既ニ大阪卸賣市場ニ於キマシテハ、販賣翰旋所ヲ設ケマシテ、是ガ販賣ノ翰旋ヲシテ居ルノデアリマス、之ヲ一歩進メマシテ、農業者ハ之ニ對シテ共同販賣ヲ爲シ、水産業者ハ之ニ對シテ共同販賣ヲ爲スト云フコトニナリマスレバ、一面ニ於テハ生産物ノ價格ヲ高メ、一面ニ於テハ消費者ノ利益ヲ得ルト云フコトニ相成リマシテ、此法律ノ改正ハ一舉兩得デアリカト思フノデアリマス、故ニ本案ヲ提出致シタノデゴザイマスガ故ニ何卒滿場ノ御賛成ヲ得タイト思ヒマス(拍手)

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

ニ當テスラ、殆下一般ニ是ガ閑却セラレテ居ルト云フコトハ、實ニ吾々生産者ノ立場ト致シマシテ、洵ニ遺憾ニ存ズルノデアリマス、此問題ヲ解決致シマスニ付キマシテハ、生産者ガ自ラ中央卸賣市場へ進出致シマシテ、自ラノ責任ヲ以チマシテ、其生産品ヲ直接消費者ヘ配給スルト云フ方法ヲ

○議長(秋田清君) 極メテ簡單ナラバ宜シウゴザイマス

○上田孝吉君 兩案ハ一括シテ政府提出、輸出絹織物取締法中改正法律案外三件ノ委員ニ、併セ付託セラレントヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

許ス外ニ、適當ナル方法ガナイカト信ズルノデアリマス、茲ニ此中央卸賣市場法中ノ條文ヲ改正致シマシテ、生産者ノ荷主ニ共同販賣ヲ爲サシメマシテ、今日ノ如キ單一ノ卸賣業者ノ獨占ノ弊ヲ矯正セントスルノ

○村上紋四郎君 極メテ簡單デアリマスカラ、此席ヨリ御許シテ願ヒタイノデアリマス

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

ガ、本改正案ノ要點デアアルノデアリマス、生産者ノ利益ヲ擁護スルコトハ、總テ消費

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

出致シタ次第デアリマスカラ、ドウカ三千万農民ノ生産品ヲ、確實ニ有利ニ販賣ヲ致

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

サントスルノ本案ニ對シテ、御同情ヲ以チマシテ諸君ノ御贊同ヲ得テ、此法案ノ改正ノ實現ヲ期シタイト存ズル次第デアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 日程第七、提出者村上紋四郎君

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ

ガ極メテ多イノガ、今日行ハレテ居ル所ノ事實デアリマス、即チ第一項ノ規定ガアリマスルニ拘ラズ、豫審判事若クハ公判判事ハ、事極メテ簡單ナルガ如ク裝ウテ宣誓ヲ爲サシメマシテ、其宣誓シタト云フコトヲ一ツノ稱ニ取テ、偽證罪ノ成立ヲ以テ威嚇シ、共犯者ニ對スル所ノ供述ヲ自己ノ思フガ如クニ強ヒルガ爲ニ、偽證ト事實トノ問題ニ挾マレテ「デレンマ」ニ陥リ、其爲メ思ハザル所ノ偽證罪ヲ構成シ、或ハ眞實發見ガ妨ゲラル、ノデアリマス、眞實發見ヲ妨ゲラル、場合ノ一例ヲ舉ゲマスレバ、瀆職罪又ハ選舉違反事件等ニ於テ、共犯者ガ既ニ起訴セラレテ居リマシテ、他ノ共犯者ガ證人トシテ呼バレル場合ニ宣誓ヲサセラレテ、何ノ某カラ幾ラ貫ツカト云フコトヲ問ハレル、此時眞實貫テ居ルノヲ貫ハヌト供述シタトスル、而シテ其以後ニ此證人が起訴セラレ、被告人トシテ豫審又ハ公判ニ於テ、前ニ貫ハナイト言ツカト云フ、今度ハ貫ツカト眞實ノ供述ヲスレバ、貫ハナイト、云フコトノ前ノ證言ガ、偽證罪ヲ成立スルコトニナルノデアリマスカラ、眞實ガ述べラレナイ、是ハ相當世間ニ有名ナル事件デ、東京ニ行ハレタ刑事事件ニモ現實アツタコトデアリマス、即チ人權蹂躪ノ爲ニ惡用セラレ、或ハ眞實發見ヲ害スルヤウナ第三項ノ規定ト云フモノハ、是ハ取ルノガ當然デアテ、アル爲ニ色々ノ不法訊問ガ行ハレルノデアリマス、御承知ノ如ク舊刑事訴訟法ニ於テハ、證人ト參

考人ト分チマシテ、第二百一條ニ書イテアルヤウナ場合ニハ、參考人トシテ宣誓ヲサセナカッタ、宣誓ヲサセナケレバ偽證罪ハ成立シナイノデアリマス、然ルニ如何ナル立法者ノ考デアリマシタカ、現行刑事訴訟法ニ之ヲ置キマシタ爲ニ、却テ是ガ惡用サレルノデアリマス、而モ其以後ニ作ラレタ所ノ民事訴訟法ニ於テハ、十六歳未滿ノモノデアルトカ、宣誓無能力者ニ對シテハ、宣誓ヲサセテハナラヌト云フ、嚴重ナル規定サヘアルノデアリマシテ、刑事訴訟法ト民事訴訟法ガ全ク其見ル所ヲ異ニシテ、規定ヲシテ居ルノデアリマス、此一事實ヲ以テ見テモ、本項ハ之ヲ削除スベキデアルト云フコトハ、私ハ當然デアラウト思フノデアリマス

人或ハ若シ第二百一條ノ第一項ノ規定ヲ嚴重ニ適用シテ、斯ル場合ニハ宣誓サセナイヤウニ、司法省ガ訓令ヲ出セバ宜イデハナイカ、ト云フ人ガアルカモ知レマセヌケレドモ、假ニサウ云フ訓令ヲ發シマシテモ、豫審判事若クハ公判判事ガ此規定ヲ惡用シテ、自己ノ思フガ如キ證言ヲ得ヨウトスルナラバ、是ハ到ル所ニ必ズ行ハレルコトデアリマス、現ニ起訴セラレタル事件ニ付テハ、其起訴シタ事實ニ付テ檢事ハ更ニ取調ヲシテハナラヌト云フ訓令ガ、司法省カラ出テ居リマスニ拘ラズ、今日我ガ國內到ル所ニ於テ起訴シタル事實ニ付テ、更ニ檢事ガ取調ヲシテ被告ヲ苛メテ居ルト云フコトハ、餘リニ明ナ事實デアアリマセヌカ、故ニ私ハ第二百一條ノ第三項ハ極メテ有害デアテ、利益ノナイ規定デアルカラシテ、此際斷然本項ヲ取テ、極メテ官憲ニ對シテ怯懦ナル所ノ一般大衆ヲ、過ツタ罪ニ依テ處罰サレヌヤウニシタイト希フガ故ニ、此法律ノ改正案ヲ提出致シタ所以デアリマス、何卒諸君ノ御贊同アラント願フ次第デアリマス(拍手)

故ニ私ハ第二百一條ノ第三項ハ極メテ有害デアテ、利益ノナイ規定デアルカラシテ、此際斷然本項ヲ取テ、極メテ官憲ニ對シテ怯懦ナル所ノ一般大衆ヲ、過ツタ罪ニ依テ處罰サレヌヤウニシタイト希フガ故ニ、此法律ノ改正案ヲ提出致シタ所以デアリマス、何卒諸君ノ御贊同アラント願フ次第デアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 本案ニ質疑ノ通告ハアリマセヌ

○上田孝吉君 本案ハ一松定吉君外三名提出、刑事訴訟法中改正法律案外十二件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第九乃至第十二ハ同種且ツ關聯セル議案ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第九、衛生組合法案、日程第十、傳染病豫防法中改正法律案、日程第十一、衛生組合法案、日程第十二、傳染病豫防法中改正法律案、右四案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、順次提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——日程第九、第十、中田正輔君

第九 衛生組合法案(野田文一郎君外四名提出) 第一讀會

第十 傳染病豫防法中改正法律案(野田文一郎君外四名提出) 第一讀會

田文一郎君外四名提出) 第一讀會

第十一 衛生組合法案(上田孝吉君外十四名提出) 第一讀會

第十二 傳染病豫防法中改正法律案(上田孝吉君外十四名提出) 第一讀會

衛生組合法案

衛生組合法

第一條 衛生組合ハ公衆衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 衛生組合ハ法人トス

第三條 衛生組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 衛生思想ノ普及ニ關スル事業

二 傳染性疾患及寄生蟲病ノ豫防救治ニ關スル事業

三 清潔保持ニ關スル事業

四 其ノ他公衆衛生上必要ナル事業

衛生組合ハ行政官廳又ハ市長ノ指示ヲ承ケ前項ノ事業ニシテ國、道府縣又ハ市ニ屬スル事務ヲ補助スルコトヲ得

第四條 衛生組合ノ區域ハ市内ニ於テ市長之ヲ定ム

第五條 衛生組合ハ其ノ區域内ノ世帯主ヲ以テ其ノ組合員トス

衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ前項ニ掲グル者ノ外組合區域内ニ學校、病院、工場、倉庫、營業所又ハ事務所等ヲ設クル者ヲ組合員ト爲スコトヲ得但シ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 衛生組合ヲ設立セントスルトキハ其ノ區域内ノ組合員タル資格ヲ有スル者七人以上發起人ト爲リ組合規約ヲ作成シ組合員タル資格ヲ有スル者二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第七條 地方長官必要アリト認ムルトキハ市長ニ對シ區域ヲ指定シ衛生組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

第八條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

第九條 衛生組合ニ組合長及副組合長一人又ハ二人ヲ置ク

第十條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ擔任ス

副組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

副組合長二人アルトキハ豫メ組合長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス

第十四條 地方長官ハ總會ノ議決若ハ選舉又ハ役員ノ行爲ガ法令若ハ組合規約ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ議決若ハ選舉ヲ取消シ、役員ヲ解任シ、組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 衛生組合ノ解散、分合及區域變更ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

傳染病豫防法ニ依リ設立シタル市内ノ衛生組合ニシテ本法施行ノ際地方長官ノ指定シタルモノハ本法ニ依リ設立シタルモノト看做ス

前項地方長官ノ指定シタル衛生組合ハ遲

滯ナク組合規約ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二十三條 地方長官ハ傳染病ノ豫防救治ノ爲町村内ニ衛生組合ヲ設ケシムルコトヲ得

第二十四條中「第二十三條第二項」ヲ「第二十三條第三項」ニ改ム

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

衛生組合法案 衛生組合法 第一條 衛生組合ハ公衆衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 衛生組合ハ法人トス

三 清潔保持ニ關スル事業 四 其ノ他公衆衛生上必要ナル事業

第五條 衛生組合ハ其ノ區域内ノ世帯主ヲ以テ其ノ組合員トス

第六條 衛生組合ヲ設立セントスルトキハ其ノ區域内ノ組合員タル資格ヲ有スル者七人以上發起人ト爲リ組合規約ヲ作成シ組合員タル資格ヲ有スル者二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第七條 地方長官必要アリト認ムルトキハ市長ニ對シ區域ヲ指定シ衛生組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

第八條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

第九條 衛生組合ニ組合長及副組合長一人又ハ二人ヲ置ク

總會ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 衛生組合ニ組合長及副組合長一人又ハ二人ヲ置ク
組合長及副組合長ハ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス

前項ノ選舉ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

組合長及副組合長ノ外組合規約ノ定ムル所ニ依リ衛生組合ニ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

第十條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ擔任ス

副組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

副組合長二人アルトキハ豫メ組合長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス

第十一條 衛生組合ノ經費ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合員之ヲ負擔ス

第十二條 組合規約ヲ變更セントスルトキハ市長ヲ經テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第十三條 地方長官ハ衛生組合ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

市長ハ衛生組合ニ對シ事務ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徴シ、實地ニ就キ

事務ヲ視察シ若ハ出納ヲ検査シ又ハ事業ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

第十四條 地方長官ハ總會ノ議決若ハ選舉又ハ役員ノ行爲ガ法令若ハ組合規約ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ議決若ハ選舉ヲ取消シ、役員ヲ解任シ、組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 衛生組合ノ解散、分合及區域變更ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

傳染病豫防法ニ依リ設立シタル市内ノ衛生組合ニシテ本法施行ノ際地方長官ノ指定シタルモノハ本法ニ依リ設立シタルモノト看做ス

前項地方長官ノ指定シタル衛生組合ハ遲滞ナク組合規約ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

傳染病豫防法中改正法律案
傳染病豫防法中左ノ通改正ス

第二十三條 地方長官ハ傳染病ノ豫防救治ノ爲町村内ニ衛生組合ヲ設ケシムルコトヲ得

地方長官ハ衛生組合法ニ依ル衛生組合及前項ノ衛生組合ニ對シ清潔方法、消毒方法其ノ他傳染病ノ豫防救治ニ關シ必要ナル事項ヲ指示シテ之ヲ履行セシムルコトヲ得

市町村ハ衛生組合法ニ依ル衛生組合及第一項ノ衛生組合ニ於テ傳染病ノ豫防救治ノ爲支出スル費用ノ全部又ハ一部ヲ補助スルコトヲ得

第二十四條中「第二十三條第二項」ヲ「第二十三條第三項」ニ改ム

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔中田正輔君登壇〕
○中田正輔君 只今議題トナリマシタル衛生組合法案及傳染病豫防法中改正法律案ノ提案ノ理由ヲ説明致シマス、衛生組合ハ既ニ全國ノ大多數ノ主ナル都市ニ設ケラレ、傳染性ノ疾患、寄生蟲病ノ豫防救治、其他清潔保持ニ關スル事業等、公私衛生思想ノ普及ニ貢獻シツ、アルコトハ、私ガ申上ゲル迄モナイノデアリマス、然ルニ現在ノ各都市ニ在リマスル衛生組合ハ、傳染病豫防法第二十三條ヲ根據トシテ設ケラレテアルノデアリマスカラ、各府縣ニ於テ自然區々デアアルノミナラズ、法規上現狀ニ副ハナイ不備ノ點モアリマスル爲ニ、其職能ヲ十分

ニ發揮シ得ナイ憾ガ多イノデアリマス、故ニ組合ノ構成ヲ完備シ、目的ノ貫徹ヲ期スル爲ニハ、ドウシテモ統一的法規ヲ必要ト致スノデアリマス、傳染病豫防法中第二十三條及第二十四條ノ改正ハ、衛生組合法制定ニ伴フモノデアリマシテ、即チ衛生組合法施行後ニ於キマシテハ、傳染病豫防法ニ依テ設クル組合ハ、町村内ニ限ラル、コト、ナリマス關係上、本條ニ於ケル規定「市」ヲ除クト同時ニ、字句ノ整理ヲ行フタノデアリマス、以上簡單ニ提案ノ理由ヲ説明致シマス、何卒御審議ノ上御協賛アラントヲ希望致シマス（拍手）

○議長（秋田清君） 日程第十一及第十二提出者鷺野米太郎君

〔鷺野米太郎君登壇〕
○鷺野米太郎君 私ハ日程第十一、日程第十二ニ付キマシテ、提案者ノ一人ト致シマシテ、御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス、只今日程第九、日程第十ニ付キマシテ、中田正輔君ヨリ御説明ニナリマシタガ、日程第十一、日程第十二ハ大體ニ於テ日程第九、日程第十ト同一案件デアリマス、内容モ隨テ同一デアリマスルケレドモ、少シク重複セナイ範圍ニ於テ申上ゲタイト存ジマス

國民ノ保健衛生ノ發展向上ハ、一國ノ文化ノ尺度デアルト云フコトハ言フ迄モナイコトゴザイマス、又富國強兵ノ基ハ、國

民ノ保健衛生ニ俟ツ所ガ頗ル多イト云フコトハ、私ガ喋々ヲ要セナイノデアリマス、殊ニ國家非常時ニ於テ特ニ然リデアアルノデアリマス、歴史ヲ見マスルト云フト、國家非常ノ際、或ハ戰時ノヤウナ場合ニ當テ、傳染病ノ流行ガ甚シイ爲ニ不覺ノ結果ヲ招イダト云フコトハ、屢、歴史ガ之ヲ證明シテ居ルノデアリマス、譬ヘテ見マスルト云フト、英吉利ト和蘭ガ非常ニ大キナ戰爭ヲ致シマシタ際ニ、英吉利ハ殆ド和蘭ノ最後ノ死命ヲ制スル所マデ、大勝利ヲ得テ居ラトデアリマスルケレドモ、時恰モ大變ナ疫病ガ流行致シマシテ、英吉利ノ國民ハ十萬ノ死者ヲ出スヤウナ有様デアリ、時偶、又倫敦ニ大火ガ起ツテ、疾病ト大火ノ爲ニ、英吉利ハ不本意ナガラモ已ムヲ得ズ和蘭ト一旦平和條約ヲ、締結セナケレバナラナイト云フヤウナ状態ニ、陥ラコトモアルノデゴザイマス

我國ノ保健衛生ノ實際ハ、之ヲ歐米諸國ノ實際ト比較致シマスルト、甚シク遜色ガアルト云フコトハ、皆様御承知ノコトデアリマセウ、今ヤ我國ハ國際聯盟ノ脱退ヲ決行シ、自強奮勵、國民協力一致、帝國ノ國是ヲ遂行シテ、帝國千年ノ大計ヲ定メントスル非常時デアリマス、此非常時ノ急務ハ多々アリマスルガ、國民ノ保健衛生ノ向上

發展、防疫ノ徹底ヲ圖ルト云フコトハ、最モ重大ナル事項ノ一ツデナケレバナラスノデアリマス、衛生組合ハ明治三十年法律第三十六號、傳染病豫防法第二十三條ヲ根據トシテ發達致シマシテ、傳染病豫防、救治ヲ主トシタル事業ト致シマシテ、兼テ一般公衆衛生ノ改良發達ノ爲ニ努力シテ、今日ニ至リマシテ今ヤ全國的ニ非常ナ發達ヲ致シマシテ、多クノ都市ニハ衛生組合ノ設立ヲ見ナイモノハナイノデアリマス、都市以外ノ町村ニ於テモ相當ナ發達ヲ致シテ居ルノデゴザイマス、其數ハ今ヤ一萬一千ヲ超

エテ居ル管デゴザイマス、サウシテ傳染病ノ豫防其他保健行政ノ補助機關トシテ、貢獻セル所頗ル大ナルモノガアリマス、保健衛生、防疫等ノコトハ、勿論行政廳ノ事務デアリマスケレドモ、是ガ補助機關デアリマス所ノ衛生組合ノ活動ニ俟ツ所ナクシテ、衛生行政ノ振興ヲ期待スルコトハ、我國ノ現狀ニ於テ困難デアラウト存ズルノデアリマス、故ニ衛生組合法ヲ制定シテ、現在ノ衛生組合ニ於ケル所ノ法制上ノ缺陷ヲ除キ、事業經營上支障ナカラシメ、其活動ヲ促スト同時ニ、必要ナル監督ヲ加ヘテ、其圓滿ナル發達ヲ圖リ、以テ都市其他ノ公衆衛生ノ振興發達ヲ期セバナラスト存ズル

ノデアリマス、衛生組合法ノ制定ニ付テハ、第五十議會以來屢、帝國議會ノ問題トナリマシテ、建議案ハ屢、提出セラレ、是ガ可決ヲ見マシタ、第五十六議會ニ於テハ、衆議院ヨリ議員提出ノ法案トシテ提出セラレ、委員會デハ可決セラレマシタケレドモ、本會議上程ノ餘日ガ無イ爲ニ、遂ニ議會ハ閉會セラレ、案ノ成立ヲ見ナカッタノデアリマス、其後第五十九議會ニ於テ、時ノ安達内務大臣ノ御提案トナツテ、政府ヨリ貴族院ヘ提案セラレタノデアリマシガ、貴族院ニ於テ審議未了ノ爲メ、残念ナガラ成立ヲ見ナカッタノデアリマス、サウシテ衛生組合法制定ニ關スル國民ノ熱望ハ非常ナモノデアリマシテ、全國都市聯合衛生組合、竝ニ各都市ノ衛生組合ノ聯合會ヨリハ、連年衛生組合法制定促進ノ陳情又ハ建議ガ、屢、時ノ政府ニ提出セラレタノデアリマス、又全國多數都市ノ市長及日本醫師會カラモ、是ガ陳情建議ガアリマシテ、遂ニ第五十九議會ニ於ケル所ノ政府ノ提案ヲ見タヤウナ次第デアリマス、其後モ衛生組合關係ノ者ヨリ、色々ノ陳情建議ガアリマシテ、私共ハ第六十二議會ニ於テ、當時衛生ニ直接間接關係アル者ノ意見ニ顧ミマシテ、遂ニ建議案ヲ提出シタノデアリ

マシタガ、建議案ハ昨年六月十四日、滿場一致デ可決セラレタノデアリマス、其文言ヲ御參考マデニ讀ミ上ゲマスナラバ「政府ハ衛生組合法ニ關スル法律案ヲ速ニ帝國議會ニ提出セラレンコトヲ望ム、右建議ス」

此通りデアリマス、然ルニ政府ハ何故カ是ガ提案ヲセナイノデアリマス、一旦内務省ノ省議決定ヲシテ、第五十九議會ニ提出ヲシタ所ノ法律案ヲ、衆議院ガ建議案ヲ以テ決議ヲシテ、政府ニ提出ヲ促シ、又衛生組合ノ關係者ヤ或ハ都市ノ關係者カラ、政府ニ色々陳情要望致シマシタケレドモ遂ニ提出ヲ見ナイノデアリマス、或ハ是ハ貴族院ノ意嚮ヲ忖度シテ、其通過ヲ危ンダ爲デハナイカト考ヘルノデアリマス、斯ウ云フヤウナ次第デアリマシテ、私共ハ現在ノ我國ノ國情ヲ顧ミ、又非常時局デアルト云フコト、衛生組合關係者及都市ノ關係者ノ熱望ヲ容レマシテ、遂ニ茲ニ進ンデ議員提出案トシテ、提案ヲシタヤウナ次第デアリマス、是ガ本案提出ノ理由デゴザイマス

法案ノ骨子ヲ大體申上ゲマスルト、衛生組合ハ公衆衛生ノ改良、發達ヲ圖ルコトヲ其目的ト致シテ居リマス、次ニ衛生組合ハ之ヲ法人トシテ法人格ヲ與ヘルコト、其次ニハ衛生組合ノ事業ノコトデアリマスル

マシタガ、建議案ハ昨年六月十四日、滿場一致デ可決セラレタノデアリマス、其文言ヲ御參考マデニ讀ミ上ゲマスナラバ「政府ハ衛生組合法ニ關スル法律案ヲ速ニ帝國議會ニ提出セラレンコトヲ望ム、右建議ス」

此通りデアリマス、然ルニ政府ハ何故カ是ガ提案ヲセナイノデアリマス、一旦内務省ノ省議決定ヲシテ、第五十九議會ニ提出ヲシタ所ノ法律案ヲ、衆議院ガ建議案ヲ以テ決議ヲシテ、政府ニ提出ヲ促シ、又衛生組合ノ關係者ヤ或ハ都市ノ關係者カラ、政府ニ色々陳情要望致シマシタケレドモ遂ニ提出ヲ見ナイノデアリマス、或ハ是ハ貴族院ノ意嚮ヲ忖度シテ、其通過ヲ危ンダ爲デハナイカト考ヘルノデアリマス、斯ウ云フヤウナ次第デアリマシテ、私共ハ現在ノ我國ノ國情ヲ顧ミ、又非常時局デアルト云フコト、衛生組合關係者及都市ノ關係者ノ熱望ヲ容レマシテ、遂ニ茲ニ進ンデ議員提出案トシテ、提案ヲシタヤウナ次第デアリマス、是ガ本案提出ノ理由デゴザイマス

法案ノ骨子ヲ大體申上ゲマスルト、衛生組合ハ公衆衛生ノ改良、發達ヲ圖ルコトヲ其目的ト致シテ居リマス、次ニ衛生組合ハ之ヲ法人トシテ法人格ヲ與ヘルコト、其次ニハ衛生組合ノ事業ノコトデアリマスル

ガ、是ハ法案ノ第三條ニ詳記シテアリマス
ルカラ、御覽ヲ願ヒタイノデアリマス、第
四ハ、衛生組合ノ區域ノコトデゴザイマス
ルガ、是ハ市内ニ於テ市長ガ之ヲ定メルコ
ト、シタノデアリマス、第四條ニ是ハ記載
シテアリマス、第五ハ衛生組合員ハ其區域内
ノ世帯主ヲ以テ組合員トスルコトニ決メテ
アリマス、第六ハ經費ノコトデアリマス、
是ガ貴族院ニ於テ大キナ問題トナツテ、經費
徴收ニ強制徴收ノ權限ヲ認メタト云フコト
ニ付テ、大變ナ異議ガアリマシタカラ、其
點ヲ考慮致シマシテ、強制徴收ニ關スル規
定ヲ入レナイコトトシテ、唯經費ハ組合員
之ヲ負擔スルコトノ定メト致シマシタ、次
ハ衛生組合ノ監督デアリマスルガ、之ニ付
キマシテモ成ベク市長ニ多クノ權限ヲ與ヘ
ルヤウニシテ、知事ニハ唯必要ノ場合ニ監
督ニ必要ナル所ノ命令又ハ處分權ヲ與ヘル
コト、衛生組合ノ認可權ヲ與ヘルコトダ
ケニ致シマシテ、其他ノ事務ノ執行上ノ命
令監督等一切ハ、之ヲ市長ニ委ネルコト、
致シマシタ

御參考マデニ、本案ト第五十九議會ニ
安達内務大臣ノ提出セラレマシタ所ノ、
政府案トノ相違ノ點ヲ申上ゲマスルナレ
バ、第一ガ強制徴收權ヲ認メナイト云フ
コトデゴザイマス、第二ハ、政府案ハ總代

官報號外 昭和八年二月二十四日 衆議院議事速記録第十七號

會ニ全權限ヲ與ヘテ居ッタノデアリマスケ
レドモ、本案ハ組合ノ總會ニ依ルヲ原則ト
シ、總會ニ代ルベキ決議機關トシテ、命令
ヲ以テ代會ヲ設ケルコト、致シマシタ、其
次ニハ先程申上ゲマシタ如ク、成ベク權限
ヲ知事ニ與ヘズ、事務上ニ付テハ全部市長ニ
與ヘルト云フコトデアリマス、其他二三ノ
點ニ於テ政府案ト相違ノ點ガアリマスガ、
其詳細ニ付キマシテハ委員會ニ於テ申上ゲ
タイト存ジマス、以上ヲ以テ御説明申上ゲ
タ次第デゴザイマス、何卒御審議ノ上御協
贊アランコトヲ御願致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセ
ヌ
○上田孝吉君 日程第九乃至第十二ノ四案
ハ、一括シテ安達謙藏君外一名提出、町村役
場費臨時國庫補助法案外一件ノ委員ニ、併
セ付託セラレンコトヲ望ミマス
○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議
ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、
仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十三、
大正七年法律第四十三號中改正法律案ノ第
一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許
シマス——提出者林路一君

衆議院議事速記録第十七號

第十三 大正七年法律第四十三號中改
正法律案(地種變更免租年期ニ關ス
ル件)(木下成太郎君外十七名提出) 第一讀會

大正七年法律第四十三號中改正法律案
第一條第一項第七號ノ次ニ左ノ一號ヲ加
フ
八 昭和二年法律第十八號第一條ノ規
定ニ依リ地租ヲ課セサル土地
附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(林路一君登壇)

○林路一君 只今上程セラレマシタ大正七
年法律第四十三號中改正法律案ノ提案理由
ヲ、極メテ簡單ニ御説明申上ゲマス、北海
道ノ土地ハ大正七年法律第四十三號ニ依リ
マシテ開墾ヲ爲シ、又ハ開墾ニ等シキ勞費
ヲ加ヘテ地目變換ヲ致シマシタ場合、地租
ヲ課スルニ至ッタ年ヨリ二十箇年以内ノ地
種變更免租年期ヲ、許可セラレルコトニナ
テ居ルノデアリマス、而シテ尙ホ此地種變
更免租年期ケニ至リマシテ、地味成熟ニ
至リマセヌ場合ニ於テハ、更ニ通ジテ三十
五年間免租年期ヲ延長スルコトニ相成ッテ
居リマス、而シテ此法律ノ適用ヲ受ケマス

大正七年法律第四十三號中改正法律案(地種變更免租年期ニ關スル件) 第一讀會

土地ハ、明治八年開拓使布達第三號、山林
荒蕪地拂下規則第二條ノ規定ニ依リ、地租
ヲ課セザル土地、明治十九年閣令第十六號、
北海道土地拂下規則第十條但書ノ規定ニ依
リ、地租ヲ課セザル土地、明治二十二年法
律第十八號ニ依リ、地租ヲ課セザル土地、
明治二十三年法律第七十九號、屯田兵土地
給與規則第三條及第八條ノ規定ニ依リ地租
ヲ免除シタル土地、明治三十年法律第二十
六號、北海道國有未開地處分法第十八條ノ
規定ニ依リ地租ヲ課セザル土地、明治三十
二年法律第二十七號、北海道舊土人保護法
第二條ノ規定ニ依リ地租ヲ課セザル土地、明
治四十一年法律第五十七號、北海道國有未
開地處分法第十九條ノ規定ニ依リ地租ヲ課
セザル土地、以上七種ノ土地ガ此法律ノ適用
ヲ受ケルコトニ相成ッテ居リマスガ、北海道
ニ於ケル御料地ノ拂下ヲ致シマシタモノハ、
今日迄約五万町歩アルノデアリマス、此御料
地ノ拂下地ニ對シテハ、免租ノ規定ガ無カ
タノデアリマスケレドモ、他ノ土地トノ釣
合上公平ヲ缺キマス爲ニ、昭和二年法律第
十八號ヲ以テ、十箇年間ノ免租年期ヲ與ヘ
ルコトニナッタノデアリマス、此昭和二年
法律第十八號ニ依ル十箇年ノ免租年期ハ、

三三三

單ニ國有未開地處分法其他ノ北海道ニ於ケル民有地ニ對スル特典ト、鈞合ヲ取、タニ過ギナイノデアリマシテ、此免租年期中ニ於テ、勞費ヲ投ジテ地目ノ變換ヲ爲シマシタモノニ對シテハ、大正七年法律第四十三號ノ適用ヲセシムルニアラザレバ、眞ニ公平ヲ保ツコトハ出來ナイノデアリマス、故ニ此改正案ノ趣旨ハ、此御料地拂下地ノ十箇年間免租年期ヲ與ヘラレタモノニシテ、同ジク勞費ヲ投ジテ地種ノ變更ヲ致シマシタモノニ對シテ、大正七年法律第四十三號ノ適用ヲ受ケシメルベク、此法律ニ改正ヲ加ヘルコトガ主眼デアアルノデアリマス

尙ホ此場合特ニ申上ゲテ置キタイコトハ、

第五十二議會ニ於キマシテ、御料地拂下地ノ地租及登錄稅免除ニ關スル法律案ガ、衆議院ニ付議サレマシタ場合、委員會ニ於テモ色々研究ヲシ、政府當局トノ間ニ質問應答ガアッタノデアリマスガ、其結果衆議院ハ此御料地拂下地ニ對シテハ、他日大正七年法律第四十三號ノ適用ヲ受ケラル、如ク改正ヲ行フト云フコトガ、希望條件トナッテ議決ヲセラレテ居ルノデアリマス、此希望條件ニ對シテハ、當時政府ニ於テモ同意ヲ與ヘテ居ラレルノデアリマシテ、元來ナラバ

今日マデニ既ニ政府ガ此案ヲ提出セナケレバナラヌノデアリマスルケレドモ、未ダ其提出ヲ見テ居リマセヌ、一方前ニ與ヘラレタル所ノ十箇年間ノ免租年期ハ、今將ニ其期限ガ滿了致サントシテ居リマスルカラ、此法律改正ノ必要ハ目下急ニ迫ラテ居ルノデアリマス、故ニ政府案ノ提出ヲ見マセヌ今日、已ムヲ得ズ議員提出案ト致シマシテ、此法案ヲ提出致シマシタ次第デアリマスカラ、何卒滿場ノ御贊成ニ依リマシテ、本法ノ改正ガ實現致シマスルヤウニ切ニ希望致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 本案ニ對シテハ質疑ノ通告ハアリマセヌ

○上田孝吉君 本案ハ松岡俊三君外四十四名提出、地租法中改正法律案外四件ノ委員ニ、併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第十四及第十五各、提出者ヨリ延期ノ申出ガアリマシタ、仍テ日程ヨリ之ヲ除キマス——

日程第十六、傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長松山常次郎君

第十六 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法律案(江藤源九郎君外三名提出)

報告書
第一讀會ノ續(委員長報告)

一 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法律案(江藤源九郎君外三名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月二十二日

委員長 松山常次郎

衆議院議長秋田清殿

(松山常次郎君登壇)

○松山常次郎君 只今議題ニ供セラレマシタル傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法律案ノ委員會ニ於ケル經過竝ニ結果ヲ御報告致シマス、要スルニ本案ハ癡兵ニ關スル優遇ノ法律案デゴザイマス、是ハ既ニ衆議院ヲ二回通過

致シテ居ルモノデアリマシテ、今日ノ時勢ニ鑑ミテ、通過セシムベキモノト認メタノデアリマス、即チ委員會ハ全會一致ヲ以テ可決致シタ譯デアリマス、茲ニ御報告致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法律案

第二讀會(確定議)

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通リ可

致シテ居ルモノデアリマシテ、今日ノ時勢ニ鑑ミテ、通過セシムベキモノト認メタノデアリマス、即チ委員會ハ全會一致ヲ以テ可決致シタ譯デアリマス、茲ニ御報告致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法律案

第二讀會(確定議)

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通リ可

決定致シマシタ(拍手)日程第十七乃至第九十九ハ、建議委員長ヨリ延期ノ申出ガアリマシタ、仍テ日程ヨリ之ヲ省キマス、是ニテ本日ノ日程ハ全部議了致シマシタカラ次會ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後二時二十三分散會

衆議院議事速記録第十五號中正誤

頁	段	行	誤	正
二六八	一	三一	秋蠶	春蠶
二六八	三	三四	居ラヌノデアリマス	居ルノデアリマス

衆議院議事速記録第十六號中

頁	段	行
三〇五	二	三一

「品位」ノ二字削除

官報號外

昭和八年二月二十四日

衆議院議事速記錄第十七號

三二六